

事業者排出量削減報告書

(あて先) 京都府知事		住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 〒623-0116 京都府綾部市下八田町下沢27-1		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名） 株式会社 関西丸和ロジスティクス 代表取締役社長 野見山 照久					
京都府地球温暖化対策条例第19条の規定により提出します。									
特定事業者の主たる業種	一般貨物運送取扱事業：貨物運送取扱事業								
該当する事業者要件	<input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上／タクシー150台以上／鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））								
計画期間	平成 18 年 4 月 ～ 平成 20 年 3 月								
基本方針	1、車輛購入については、排出ガス、燃費等を考慮し導入する。 2、最新の排出ガス規制に適した車輛、省エネ基準を達成した車輛への代替に努める。 3、運転方法の配慮（急発進・急加速・空ふかしの排除・アイドリングストップ等、エコドライブ）に努める。 4、排出ガスの低減や燃費の向上を図るため、適正な車輛整備を実施する。 5、最大積載量に見合った輸送単位の設定を実施する。								
推進体制	1、近畿運輸局届出『輸送安全マネジメント』安全管理規程に基づき、社内組織を整備し、安全運転心得5ヶ条を規定する中、全社員に周知徹底、一丸となり取り組む。 2、『輸送安全マネジメント』管理規定に基づき、省エネ運転、車輛管理等、内部監査を実施する。 3、事故防止研修会とエコドライブ研修を同時開催し、関係者に対し周知徹底を図る。 6月・7月・11月全事業所対象。 4、各種ポスターを、各事業所に提示・啓発に努める。								
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	措置内容						
	18	車輛・啓発・点検	・排出ガス規制適合車（増車）20両（代替）12両 ・エコドライブの実施 ・車輛点検整備の実施						
	19	車輛・啓発・点検	・排出ガス規制適合車（増車）20両（代替）12両 ・エコドライブの実施 ・車輛点検整備の実施						
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （17）年度 （二酸化炭素換算（t））	目標年度（計画） （19）年度 （二酸化炭素換算（t））	削減率 （計画） （%）	報告年度（実績） （18）年度 （二酸化炭素換算（t））	削減率 （実績） （%）			
	A 事業所等排出区分	602 t	590 t	-2.0 %	563.0 t	-6.5 %			
	B 輸送車両排出区分	6,142 t	6,018 t	-2.0 %	5,555 t	-9.6 %			
	C その他排出区分	t	t	%	t	%			
	排出合計	*1 6,744 t	*2 6,608 t	-2 %	*4 6,118 t	-9.3 %			
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画）			報告年度（実績）				
		取組量等		（二酸化炭素換算（t））	取組量等		（二酸化炭素換算（t））		
	森林の保全及び整備	（整備面積）	ha	（吸収量）	t	（整備面積）	ha	（吸収量）	t
	府内産の木材の利用	（利用量）	m ³	（削減量）	t	（利用量）	m ³	（削減量）	t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	（売電量）	kwh	（削減量）	t	（売電量）	kwh	（削減量）	t
	グリーン電力の購入	（購入量）	kwh	（削減量）	t	（購入量）	kwh	（削減量）	t
	削減量等合計			*3 t			*5 t		
差引排出量 （排出合計－削減等合計）	基準年度（実績）	目標年度（計画）	削減率（計画）	報告年度（実績）	削減率（実績）				
	1 6,744 t	()-(*) 6608.0 t	-2.0 %	(**)-(*) 6118.0 t	-9.3 %				
特記事項	平成18年度実施事業（報告）								
	1、京都府主催エコドライブマイスター講習受講（平成18年7月27日：於・京都府中丹文化会館）								
	2、エコドライブマイスター取得（京都府知事終了証：第61号）								
	3、エコドライブ宣言事業所登録（京都府知事認定：平成18年8月4日）								
	4、エコドライブ研修会の開催 平成18年8月5日（土）10：00～16：00於京都エミナース 係長以上35名参加								
5、『エコドライブ実践中』ステッカー、車輛明示運行									
6、各種ポスター、事業所内掲示で意識の高揚									
連絡先	担当部署								
	担当者氏名								
	住所								
	電話番号								
	ファクシミリ番号								

注1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外の事業者の方はレ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度を、「報告年度」とは計画期間のうち、今回報告の対象となる年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等」の実績については、計画期間中の実績の累計を記入してください。
 (例) グリーン電力の購入による温室効果ガスの削減実績が18年度5トンで19年度10トンの場合、19年度の報告書の実績については18年度と19年度の実績を累計し15トンと記入
 5 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO₂排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン関連の採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。